

第4回 統合問題の基本的枠組みに関する協議会 議事要旨

日時 平成30年8月29日(水)13:30～16:00

場所 北部会館3階会議室

1 議題1 合意書(案)の修正について

(1) 後日、県から異議がないか意見照会を行う旨を説明。

2 議題2 北部基幹病院の経営形態について

(1) 渡具知名護市長

北部12市町村でも本音で話し合いをしなければならない。我々が考えるのは最終的にはより良い医療を安定的に効率よく住民に提供していくこと、今後は北部12市町村が何らかの形で関わっていくこと、地方独法にしる指定管理にしる今後の経営をうまくやっていけるのはどの方向にあるのかなど全体的に考えていかなければならない。

(2) 宮城国頭村長

各関係者は、我慢すべきは我慢し、一致点をまとめて方向性を決めてスタートすべき。

(3) 當眞宜野座村長

設置主体が北部12市町村だけで運営していくのは大変厳しいのではないか。

※島袋大宜味村副村長、金城東村副村長からも同様の意見あり。

(4) 喜屋武今帰仁村長

村長としてどれがいいというのは考えている。庁議でも協議した上で、説明したい。

(5) 高良本部町長

ア 指定管理に興味を持っているが、県で北部単独の地方独法又は指定管理にして欲しい。次の考え方として県＋北部12市町村の北部単独の指定管理があるが、この場合に、県が市町村に財政負担を求めることに懸念がある。県は、各市町村ごとの事情を考慮して欲しい。

イ 北部基幹病院を先行事例として、県立病院全体の将来を見据えて欲しい。

(6) 島袋伊江村長

設置主体が県で経営単位が北部単独の場合についても今後議論が必要ではないか。

(7) 上地北部地区医師会長

財政的な負担は重要である。最初は県主体で、それから移行するののも一つの手ではないか。

(8) 諸喜田北部地区医師会病院長

設置主体は、県又は県＋北部12市町村。経営形態は、診療報酬制度の下で収益性を高める仕組みとして、地方独法又は指定管理しかない。指定管理の場合、福岡の大宰府病院のように財団等をつくり、琉球大学や北部12市町村が入る仕組みが望ましい。

(9) 沖縄県

ア 資料4は、経営形態に関する県の方針を示したものではない。設置主体、経営単位及び経営形態を組み合わせ、論点ごとに整理した考察の結果を示したものである。各関係者でこれを参考に検討いただき、次回以降の協議会で議論できればと考えている。

イ 指定管理の場合、指定管理者による医師会病院の資産・負債の引継ぎ、負債の返済、指定管理者の給与水準と経営の健全性、指定管理料と現行の繰出金の比較、30～40年後の建設資金の有無、医師会病院職員の雇用の問題等を確認し進める必要がある。